

成年後見制度の利用促進について

地域福祉課

1 制度の現状と課題

現 状	課 題
・利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比べ著しく <u>少ない</u>	・制度への理解不足 ・後見人のなり手不足（市民後見人育成が必要） ・市町村担当者への技術的助言の必要
・申立人は親族が多く、その動機は、 <u>預金の解約等</u> や <u>施設入所契約</u> が多い。	・本人が利用のメリットを実感できていないケースが多いとの指摘
・財産の保全が重視され、 <u>本人の利益や生活の質の向上の視点に欠ける</u> との指摘	・本人の意思決定支援や生活を守り権利を擁護する観点から柔軟な運用が必要
・後見人を監督する家庭裁判所では、後見人の相談に対する <u>福祉的な観点からの助言が困難</u>	・家庭裁判所、県・市町村の福祉担当部局、関係団体の連携が必要

2 国の成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月閣議決定）

今後の施策の目標

- 利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善
- どの地域においても利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築
- 不正防止の徹底と利用しやすさの調和を図り、安心して利用できる環境を整備
- 利用者が不当に差別されないよう、権利制限（被後見人の欠格条項）に係る措置の見直し

3 国、地方公共団体、関係団体に求められる役割

国	・家庭裁判所による適切な後見人の選任、不正防止に向けた監督の <u>仕組みの充実</u> ・権利制限に係る制度の見直し、後見人の柔軟な交代などの <u>環境整備</u>
県	・広域的な見地から、後見人等となる <u>人材の育成</u> 、必要な助言等 ・市町村職員や関係者の資質向上への支援 ・県全体の施策の推進、市町村と家庭裁判所、法律専門職団体との <u>連携支援</u>
市町村	・制度利用促進基本 <u>計画の策定</u> （努力義務） ・成年後見等 <u>実施機関の設立等</u> に係る支援 ・ <u>地域連携ネットワーク及び中核機関</u> の段階的整備
関係団体	・地域の協議会への参加 ・地域連携ネットワークにおける相談対応、見守りを行うチームへの支援等

4 県の事業

- 利用促進セミナー・研修の実施（県社会福祉士会補助事業 H30 予算 970 千円）
- 地域福祉総合助成金（市町村提案事業）による成年後見支援センター設置、市民後見人養成への助成

5 今後の取組（県及び関係団体）

- 市町村、成年後見支援センターと家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等との連携支援
- 研修会、セミナーへの市町村担当者等の参加を促進
- 日常生活自立支援事業から成年後見制度への円滑な移行を促進